

レンタル規約

借受者（以下甲という）は、ヒビノ株式会社（以下乙という）から乙が所有する機器を借受けるについて、別に特約がある場合を除いて次の通り契約する。

- 第1条 甲は借受機材を良心的に使用し・保管し、別途合意する使用場所の移動、質入、転貸、譲渡など乙の所有権を害することをしてはならない。
万一使用場所を移動する必要がある場合は書面をもって連絡し、乙の承認を求めなければならない。
（海外等の場合）
- 第2条 甲は乙からの書面により承認を得た場合の他は借受機材を改造・改装してはならない。
- 第3条 機材は、原則として乙の受付窓口で引き渡し及び返却するものとする。
原則として貸出は使用前日の14時以降、返却は使用日翌日の12時までとする。
但し、別途取り決めている場合はそれに従うものとする。
- 第4条 甲が借受機材について第三者からの強制執行、仮処分、仮差押え等を受けた時は、当該本機材が乙の所有物であり甲の所有物でないことを主張証明し、且つこれらの事態が発生した場合直ちに乙に通知し乙の指示に従わなければならない。
このために乙が支出した費用はすべて甲が負担する。
- 第5条 甲は別途合意する使用期間を厳守しなければならない。但し甲は乙に当該使用期間の延長を事前に連絡し、乙の承認がある場合は使用期間を延長できるものとする。
- 第6条 甲は乙に届け出ている住所等に変更があった場合は、速やかに届け出なければならない。
- 第7条 甲の乙に対するレンタル料金の支払いは次の通りとする。
① レンタル料金は乙の提示したレンタル価格とする。
② 特別料金として、保証金、設置料、オペレーター料、運搬費等は別途乙が提示する。
③ ①②項の甲の乙に対する支払いは、機材借受時現金を原則とする。
- 第8条 乙は国内使用に於いては、表記機材に動産保険（普通約款、免責10万円）を付保するものとする。
但し、海外使用の場合は、甲は直接保険会社と、乙の指定する額を保険金額とする保険を、甲の責任と費用にて付保するものとする。
- 第9条 甲は借用機材に盗難・紛失・破損・故障等の事態が発生した時は、直ちに乙に通知しなければならない。また保険事故が発生した時は、甲は保険金受取に必要な一切の書類を乙に交付する。
- 第10条 甲は借受中に生じた機材の滅失、毀損（通常の使用による損耗等は除く）について、原則として修理代金実費及び修理期間中の営業補償料を乙に支払うものとする。
但し乙が前条の保険金の支払いを受けた時は、その金額を限度として甲は修理代金の支払いを減免される。
- 第11条 故障と損害
乙は貸出にあたって機材の諸機能について支障がない事を確認する。
甲は乙より借受けた機材を使用する前に充分点検し、故障の有無を改めて確認する。
本番使用中に故障が生じ、取材等に支障、損害が生じた場合乙は早急に代替え機の確保に努める。
又、乙は物件の交換、修理のために使用が妨げられた期間のレンタル料を日割り計算により免除するが、それ以外の責め、損害を乙は負担しない。
- 第12条 甲が次の各項に該当する時は、本契約は解除され借受機材は直ちに乙に変換しなければならない。
① 本契約の何れかに違反し、15日間の催告をしたにもかかわらず当該違反が是正されなかったとき。
② 強制執行、仮処分、仮差し押えを受けたり、この信用状況に著しい変化が生じたとき。
- 第13条 乙は必要に応じ代理店をして本契約に基づく権利を行使したり、義務を履行させる事ができる。この場合乙は甲にその旨通知する。
- 第14条 本契約について紛争が生じたときの管轄裁判所は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とする。